(商政課)

口

○公告

目



8月27日 (火曜日)

令和元年

所在地

周南市開成町四九八八番地

東ソー・ファインケム株式会社第三工場

名称

特定施設に関する事項

種類、

構造及び使用時間間隔等

構

_

住

所

周南市開成町四九八八番地

工場又は事業場の名称及び所在地

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 次 (商政課)]

(環境政策課)]

備考

第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

「四六-イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第

四六ーイ

<u>T</u>i.

四二六

基と

八五一

令和 九元、 一

八

令 九和 元、 一、

八

令和 九元、 一

八

断

続

四 |時間

変動なし

種

類

能

kg 回力

年予工事着 日定手

年予工 月 日定成

年予使 月 月 日定始

間使 用時間 隔間

時の日出間用た

動 の 概 要 節 的 変

使

法

○告示

山口県告示第百四十三号

山

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

に供する。 間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧 評価に関する事項を記載した書面は、令和元年八月二十七日から同年九月十七日までの 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

令和元年八月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー・ファインケム株式会社

名

医

称療

所

在

関 地

止

年

月

日

Ш

口県知事

村

岡

嗣

政

小松原薬局

宇部市島三丁目八番二三号

令和元、 廃

名指

定

訪 称問 看

名訪問 看

称ス

所シ

在ヨ

地等

廃止年月日

 \Box

Щ

山口県告示第百四十四号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年八月二十七日

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

指定医療

 (\Box) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

									用する。	は、この表について準	表の備考は	備考()の
0	0 · 1]11]	"	"	検出せず	検出せず	"	"	五八三、000	五八三、000	_ _ _ _ _ \ 九	1	四六ーイ
	〇·二四	検出せず	検出せず	11111, 11100	三五、一〇〇三三	10	_ _ 0	八三五、000	六1七、000	<u>四</u> 一 一 ~ 四		四六 – イ
最	通常	最大	通常	最大	通常	最大区	通常	最大区	通常	常最大	通	
日当たりの量	汚水等の一日当	mg / ℓ	が がん	(mg / を 素	室	mg 質 e 量	浮遊物	(mg 求量	化学的酸素	ポイオン濃度	水素	種類
31	-		値	の	状態	染	汚	。 の	水等	汚		

兀 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

	No. 3	No. 2	No. 1		排	
	排	排	排			
	水	水	水		水	
	П	П	口		口	
				通	水	
	七			常	素イ	
		"	七	最	(水オ	排
	八 <u> 五</u>			大	素指数)	371
	五. ~五.	"	九~六	「届		出
				通	化学	
	七	=	二九	常	的酸素要求量	
				最		水
	_	_	=	大		
	五		九	_		の
				通	浮	
	"	"	_	常	遊	
				最	、物 mg /質	汚
	=	"			/ 	
	<u></u>		0	大) 里	染
	"	検出		最	mg鉱	
		I せず		大	/油 ℓ類	
				通	窒	状
		_			主	
	二	<u></u>	七	常		態
				最	mg	
			<u> </u>	大	/ ℓ _素	•
		0	七	通		の
	0		0			
	〇 五	1	· 四	常	が がん	値
				最		
	〇 五		0	大	mg 	
	五		四			
				通	担	ŧ
	т				出水	
	四 · 七	_	九〇〇	常	0,)
	七	0	ŏ	Lļī	排出水の一日当たりの量	
				最		
	ш				量	ł
	四 八 ·		九〇〇	<u>_</u>	m	3
	_	0	ŏ			

大島 企業組合こころ 島 ションこころ大 訪問看護ステー 円椋野二○八の大島郡周防大島

(**九〇**) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、令和元年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、 次の

令和元年八月二十七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス幡生店

所在地 下関市羽山町一三三二の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

原田

健

代表者の氏名

変更に係る事項の概要

名者の代表者の氏表者の氏 変 更に係る事項 ダイレックス株式会社 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 貞方 変 宏司 更 前 多田 変 高志 更 後

五. 令和元年八月八日

兀

届出年月日

変更年月日 令和元年五月一日

口

大規模小売店舗の名称及び所在地

下関市長府才川一丁目四二 アクロスプラザ下関長府

Щ

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

社二井住友信託銀行株式会 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称 変 更 に 係 る 事 項 クロスモール下関長府 変 更 前 アクロスプラザ下関長府 変 更 後

几 届出年月日

令和元年八月八日

五. 変更年月日

令和元年五月十八日

(九一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 次の

働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、令和元年八月二十七日から同年十二月二十七日までの間、山口県商工労

令和元年八月二十七日

山口県知事

村

岡

嗣

政

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス川下店

所在地 岩国市中津町一丁目一四一八の一

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 三号東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二

辻田

泰徳

代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

名者の代表者の氏大規模小売店舗に 変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 ダイレックス株式会社 貞方 変 宏司 更 前 多田 変 高志 更 後

几 届出年月日

所

代表者の氏名

橋本

勝

令和元年八月八日

五. 変更年月日 令和元年五月一日

(九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

三十一年四月十二日山口県公告(九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、

千田郷土地改良区 千田郷土地改良区 退任した役員 土地改良区の名称 土地改良区の名称 監理 事事 の 別 監理 事事 の 別 理 理 " 監 監 事 事 事 事 重田 守田 守田 森田 守田 吉富 森田 林 原田 吉水三千雄 有田 氏 氏 靖教 雅之 則正 喜市 吉之 憲雄 勝彦 吉之 賴伸 勝彦 憲雄 名 名 司 周南市大字安田一三〇三 " 光市大字小周防二六三九 周南市大字安田九九八 光市岩狩三丁目五番二—三号 " 光市大字小周防二五八九 光市岩狩三丁目五番二—三号 光市大字小周防二七六八の二 周南市大字安田一二八七 周南市大字呼坂四一八一二〇〇 住 住 " 高水原一丁目一一一二 六三一 二五八九 六七三の八 六七三の八 二七六八の二 所 所